

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）第17条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めることにより、防犯性の高い道路等の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等を選定の上、整備を図るよう努めるものとする。
- (4) この指針は、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項等

1 道路

- (1) 可能な限り、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道とが分離されたものであること。
- (2) 見通しを確保するための措置がとられていること。
- (3) 街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）が確保されていること。
- (4) 地下道等の犯罪発生の危険性の高い道路においては、緊急通報装置（注2）等が設置されていること。
- (5) 通学、通園等の用に供されている道路の周辺においては、緊急通報装置、防犯ベル等が設置されていること。

2 公園

- (1) 植栽については、園路に死角をつくらないよう配置し、下枝のせん定等の見通しを

確保するための措置がとられていること。

- (2) 遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。
- (3) 公園内に緊急通報装置等が設置されていること。
- (4) 園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (5) 公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。
 - ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
 - イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注３）が確保されていること。

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが管理されていること。
- (5) 地下又は屋内の駐車場については駐車のに供する部分の床面において２ルクス以上、車路の路面において１０ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置が講じられていること。
- (5) 駐車のに供する部分の床面において、３ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。

（注１） 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、４メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度

をいう。以下同じ。)がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注2) 「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。

附 則(平成27年8月21日27青総安第192号一部改正)

この指針は、平成27年9月1日から施行する。